

2022年3月1日

本社従業員代表
永田 雄基 様

株式会社トゥエンティフォーセブン
人事総務部 シニアマネージャー 石村 元希

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

当事業所において現在派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見を求めます。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社トゥエンティフォーセブン 本社

2. 延長しようとする派遣期間と理由

2022年6月1日～2025年5月31日

<理由>

労働市場における人材獲得競争の激化により、本社勤務者の適正人員を確保することが困難な状況に加え、いわゆる「with コロナ」において、当社の主力事業であるパーソナルトレーニング事業における需要の回復動向が中長期にわたり不透明な状況が続く中、当社が求めるスキル・経験を有する派遣先社員の労働力を臨時的・機動的に有効に活用することが今後においても最適と判断したため。

3. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

2019年6月1日～2022年2月28日までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移 (うち直接雇用転換)	無期雇用労働者の推移 ※期間末日時点
パーソナル事業本部	2019.6.1～2020.5.31	1名(0名)	39名
	2020.6.1～2021.5.31	3名(2名)	35名
	2021.6.1～2022.2.28	0名(0名)	29名
マーケティング本部	2019.6.1～2020.5.31	6名(0名)	23名
	2020.6.1～2021.5.31	4名(3名)	29名
	2021.6.1～2022.2.28	1名(0名)	25名
コーポレート本部	2019.6.1～2020.5.31	5名(0名)	9名
	2020.6.1～2021.5.31	5名(0名)	10名
	2021.6.1～2022.2.28	4名(1名)	8名
情報システム室	2019.6.1～2020.5.31	1名(0名)	7名
	2020.6.1～2021.5.31	1名(0名)	7名
	2021.6.1～2022.2.28	0名(0名)	11名

4. 回答期日

本通知に対する意見については、2022年3月31日(木)までに当職あて提出願います。なお、期限までに回答がない場合は、意見がないものとみなします。

以上

2022年3月31日

株式会社 トウエンティーフォーセブン
人事総務部 シニアマネージャー 石村 元希 様

本社従業員代表
永 田 雄 基

意 見 書

2022年3月1日付「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」
により求められた意見については、以下のとおりです。

- 派遣可能期間の延長については異議がありません。
- 派遣可能期間の延長については異議があります。

（理由）

以上